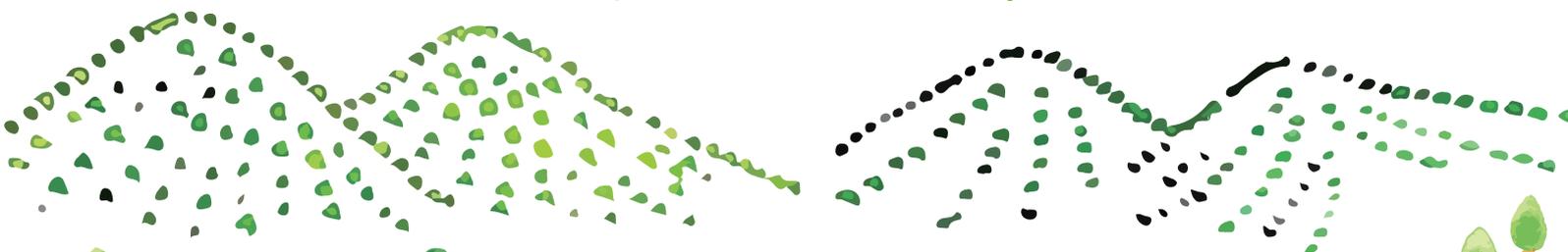




森づくり活動や木材利用から始める
カーボンニュートラルへの第一歩

とやまの森づくり

CO₂吸収・固定量認証制度が スタートします



**森林は二酸化炭素を吸収し、
地球温暖化の防止に貢献しています。**

地球温暖化の防止には、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要です。地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしており、また、木材として建築物等に利用することにより、炭素を長期的に貯蔵することができます。

CO₂吸収・固定量認証制度とは

森づくり活動や木材利用を通じて、カーボンニュートラルの実現に貢献している企業等の取組やその価値を多くの人々に知ってもらい、企業等の更なる森づくり活動を後押しするための認証制度です。

県が認証する対象は、「森づくり活動によるCO₂吸収量」と「県産材利用による炭素固定量」の2種類あります。



制度の対象者

とやまの森づくりサポートセンターの登録団体及び企業

市町村



認証の対象

CO₂吸収量の認証

植栽や下刈り、
間伐などの森づくり活動
(活動面積0.1ha以上)

炭素固定量の認証

構造材、造作材、下地材等に
県産材を使用した建築物
(県産材利用量1m³以上)

メリット
1

森づくり活動等を通じてカーボンニュートラルに貢献する証として、木製の認証書を交付します。

メリット
2

認証書や吸収量の数値等をCSR活動のPR等にご活用いただけます。

メリット
3

富山県が皆さまの取組を県ウェブサイト等を通じ広く発信します。

認証のメリット

認証までの手順



申請

下記ホームページにある申請書を富山県森林政策課に提出してください。

現地確認

申請のあった森づくり活動の現地の状況等をとやまの森づくりサポートセンター等が確認いたします。
(CO₂吸収量認証の場合のみ)

審査および
認証書の交付

申請内容を審査し、森づくり活動によるCO₂吸収量や県産材利用による炭素固定量を算定いたします。認証された場合は、CO₂吸収量等を記載した認証書を交付します。なお、審査及び証書発行に係る手数料は発生いたしません。

申請書の提出先および問い合わせ先

富山県農林水産部森林政策課森づくり推進係 (普及担当)

〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階

TEL 076-444-3389 (直通) FAX 076-444-4428

<https://www.pref.toyama.jp/1603/co2ninnsyou.html>

検索!!

とやまの森づくりCO₂認証制度

